

## ○写真撮影等に関する基準

（昭和四十四年八月二十三日）  
文化庁長官敷定

〔沿革〕昭和六一年八月四日、平成元年三月二十九日、九年三月二十七日、一三年三月三〇日改正

### 1 写真撮影等について

(1) 美術品、工芸品、考古資料、有形民俗文化財等（以下「美術品等」という。）で文化庁内部部局（日本芸術院を含む。以下同じ。）の保管に係るものの写真撮影、映画撮影、テレビジョン撮影若しくはビデオ撮影又は模写、模造等（以下「撮影等」という。）は、次に掲げる場合を除き、許可するものとする。

ア 撮影等により美術品等の保存に悪影響が生ずると認められる場合

イ 好ましくない用途に供するため撮影等が行われると認められる場合

ウ 撮影等により文化庁内部部局の事務処理に支障が生ずると認められる場合

エ 美術品等のうち寄託品等であるもの又ははかに著作権者があるものについて、事前にそれぞれ当該寄託者又は当該著作権者の書面による同意を得ていない場合

写真撮影等に関する基準

オ 文化庁内部部局に属する写真原版からの複製により目的を達成することができるものと明らかに認められる場合

カ その他撮影等を許可することが適当でないと認められる場合

合

(2) (1)の規定により許可を与える場合においては、別記様式による許可書を交付するものとし、その場合において、必要に応じ、許可の条件を付するものとする。

(3) (1)の規定により許可を与える場合においては、別表一に掲げる料金を徴収するものとする。

(4) 次に掲げる場合においては、(3)の規定にかかわらず、無償とし、又は別表第一に掲げる金額の半額に相当する料金を徴収するものとする。

ア 無償とする場合

(7) 国若しくは独立行政法人の事業又は地方公共団体が行う教育、学術若しくは文化に係る事業の用途に供することを目的とする場合

(4) 国又は独立行政法人若しくは地方公共団体が行う教育、学術又は文化に係る事業の普及に特に役立つと認められる用途に供することを目的とする場合

(ウ) 私立の学校又は研究所の教育又は研究の用途に供することを目的とする場合

その他

- (四) 専ら学術研究の用途に供することを目的とする場合（学術研究史に掲載する場合を除く。）
  - (五) 専ら報道を目的とする用途に供することを目的とする場合
  - (六) 日本芸術文化振興会が設置する劇場が行う伝統芸能の保存振興事業及び現代舞台芸術の普及振興事業の用途に供することを目的とする場合
  - (七) 文化庁又は文化庁所管の独立行政法人が監修する事業の用途に供することを目的とする場合
  - イ 別表第一に掲げる金額の半額に相当する料金を徴収する場合
  - ロ その他無償とすべき特別の事情がある場合
  - (八) 教育、学術又は文化に係る法人その他の団体が行う教育、学術又は文化に係る事業の用途に供することを目的とする場合（アに該当するものを除く。）
  - (九) 文化庁又は文化庁所管の独立行政法人が後援し、又は協賛する事業の用途に供することを目的とする場合
  - (十) 教育、学術研究の推進又は営利を目的としない文化の向上のための事業の用途に供することを目的とする場合
  - (十一) その他減額すべき特別の事情がある場合
- 2 写真原版の使用について

一三六四

- (1) 美術品等の写真の原版で文化庁内部部局に属するもの（以下「写真原版」という。）の使用は、次に掲げる場合を除き、許可するものとする。
    - ア 好ましくない用途に供するため写真原版の使用が行われると認められる場合
    - イ 写真原版の使用により文化庁内部部局の事務処理に支障が生ずると認められる場合
    - ウ ほかに美術品等の著作権者もしくは所有者又は美術品等の写真の著作権者があるものについて、事前にそれぞれ当該著作権者又は所有者の書面による同意を得ていない場合
    - エ その他写真原版の使用を許可することが適当でないと思えられる場合
  - (2) (1)の規定により許可を与える場合においては、別記様式による許可書を交付するものとし、その場合において、必要に応じ許可の条件を付するものとする。
  - (3) (1)の規定により許可を与える場合においては、別表第2に掲げる料金を徴収する。
  - (4) 1.(4)の規定は、(3)の場合に準用する。
- 3 複製及び営利上映について
- (1) 文化庁内部部局に著作権が属する映画（ビデオテープを含む。）若しくはスライド（以下「映画等」という。）又は出版物

の複製（以下「複製」という。）及び映画等の営利を目的とする上映又はテレビジョン放送（以下「営利上映等」という。）は、次に掲げる場合を除き、許可するものとする。

ア 好ましくない用途に供するため複製又は営利上映等が行われると認められる場合

イ 複製又は営利上映等により文化庁内部部局の事務処理に支障が生ずると認められる場合

ウ その他複製又は営利上映等を許可することが適当でないと思われる場合

(2) (1)の規定により許可を与える場合においては、必要に応じ許可の条件を付すものとする。

(3) (1)の規定により許可を与える場合においては、別表第3に掲げる料金を徴収する。

(4) 1の(4)の規定は、(3)の場合に準用する。

附 則（平成九年三月二十七日）

1 この裁定は、平成九年四月一日から実施する。

2 寄託品の写真撮影料金は所有に係るもの以外の美術品等の写真原版使用料金については、改正後のこの基準の別表第1及び別表第2にかかわらず、当分の間、千五十円とする。

附 則（平成十三年三月三十日）

1 この裁定は、平成十三年四月一日から実施する。

写真撮影等に関する基準

別表第1

## 写 真 撮 影 等 料 金

(消費税を含む)

その他

区	分	料	金	備 考
1	(1) 単片フィルム	1点につき	4,200円	単片フィルムによる写真撮影においては、美術品等1箇につき4シャッターでを1点とする。
	(2) マイクロフィルム	1点(件)につき50コマまで 50コマを超える場合は50コマごとに	4,200円 2,100円	
2	映画撮影(テレビジョン撮影、ビデオ撮影を含む)	1点につき	5,250円	
3	模 写	1点1日につき	2,100円	
4	模 造	1点1日につき	2,100円	
5	熱 覧	1点1日につき	1,050円	
6	そ の 他	そのつど定める		

別表第2

## 写 真 原 版 使 用 料 金

(消費税を含む)

区	分	料	金	備 考
1	単片フィルム	1枚につき	3,150円	印画紙代その他の材料費は、申請者の負担とする。
2	マイクロフィルム	1点(件)につき50コマまで 50コマを超える場合は50コマごとに	3,150円 1,575円	

別表第3

## 複 製 等 料 金

(消費税を含む)

区	分	料	金	備 考
1	映画(ビデオを含む。)	販売価格(本体価格)×複製本数× 5/100×105/100 販売価格(本体価格)×複製本数× 3/100×105/100		
	スライド又は出版物の複製			
	出版			
2	映画(ビデオを含む。)若しくはスライド営利上映又はテレビジョン放送	上映契約者が第三者から徴収する上映料(本体価格)の10/100×105/100		
3	映画(ビデオを含む。)の一部焼き	1分間当り	5,250円	
4	その他	そのつど定める		

別記様式

第 号  
許可申請者  
○ ○ ○ ○

平成 年 月 日付で願い出のあった写真撮影（原版使用）については、  
下記により許可します

平成 年 月 日

文化庁長官  
○ ○ ○ ○ ○

記

- 1 目 的
- 2 被写物等の名称
- 3 発行部数等
- 4 料 金
- 5 納 入 方 法 当庁歳入徴収官の交付する納入告知書による金額を国庫に  
納入すること
- 6 そ の 他
  - (1) 撮影又は原版使用に際しては係員の指示に従うこと
  - (2) 掲載面のかたわらに、文化庁許可済と記載すること
  - (3) 美術品等又は原版に損傷を与えた場合は、その損害を弁償すること
  - (4) 発行等を行ったときは、当該刊行物等を2部当庁に提出すること

[注意] 上記記載のことに違反したときは、以後許可しないこととなりますので、  
ご注意願います